

森林環境税について

日本の森林を整備していくために必要な地方財源を安定的に確保するため、国民一人ひとりが等しく分かち合って森林を支えていく仕組みとして、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して森林環境税(国税)が課税され、市区町村において個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収されます。

令和6年度からの均等割額について

震災対策事業などの財源を確保するため、地方税法の臨時特例法の施行に伴い、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に個人住民税の均等割が町・県それぞれ500円ずつ引き上げられていました。そのため、令和6年度以降も負担は変わりません。

		令和5年度まで	令和6年度以降
県民税	個人住民税	2,500円/年(500円引上)	2,000円/年
町民税	均等割	3,500円/年(500円引上)	3,000円/年
森林環境税	国税	—	1,000円/年
合計		6,000円/年	6,000円/年

森林環境税に関する詳細は林野庁ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 ☎32-1103

固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納税通知書の発送について

各種税金の納税通知書を5月2日(木)に発送する予定です。内容を確認いただき、期限までに納めてください。納税通知書が届かない場合や内容について不明な点がある場合はお問い合わせください。

【固定資産税】

1月1日現在の所有者に課税されます。

【軽自動車税】

4月1日現在の所有者に課税されます。

納付後すぐに軽自動車納税証明書(継続検査用)が必要な人は、コンビニエンスストア、町役場会計課窓口、納付書裏面に記載されている金融機関にて現金で納付してください。(納付書に軽自動車納税証明書(継続検査用)がついています)

【国民健康保険税】

今回は第1・2期分(前年度年税額より算出)の納税通知書を送付します。

なお、国民健康保険税において昨年度中に特別徴収(年金天引き)が中止となった人は、普通徴収(納付書または口座振替での納付)となります。

第3～10期の税額は、前年中の所得確定後に納税通知書(7月発送)によりお知らせします。

☎ 税務課 ☎32-1103

岐阜県からのお知らせです

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です。必ず納期限までに納めましょう。

詳しくは自動車税種別割の納税通知書(5月2日(木)発送)をご覧ください。

自動車税種別割に関するお問い合わせ 岐阜県自動車税事務所 ☎058-279-3781

養老スマイルカードの「満点カード利用店」についてのお知らせ

養老スマイルカードは加盟店で買い物をするとポイントが貯まるカードです。カードがゲンちゃんていっぱいになると様々な活用方法があります。満点カード利用店では、加盟店とは別に、ゲンちゃんていっぱいになった「満点カード」が代金の支払い(500円相当)に使えます。

満点カード利用店と加盟店の違い

- ①満点カード利用店で買い物をしてもポイントは付きません。ポイントが付くのは加盟店のみですのでご注意ください。
- ②満点カード利用店では、ごみ袋の交換は行っていません。
- ③加盟店・満点カード利用店については、町商工会ホームページをご覧ください。

スマイルカードについてのご質問や、満点カード利用店については、下記までご連絡ください。

☎ 養老カード振興会(町商工会内) ☎32-0549